

# 1

## まず、 知っておきたいこと

### 1. 国が違えばルールも違います

秩序ある社会づくりのために欠かせない法は国によって内容が異なります。法的な事柄に国籍が異なる人が関わる場合は、どちらの国の法が適用されるかを確認することが必要です。

#### ●アメリカの法について

アメリカは50の州や連邦区などからなる連邦制国家なので、各州を含むそれぞれの法域（Jurisdiction）が独自の法律で統治されています（事柄によっては連邦法、連邦憲法が適用されます）。このことから例えば、結婚できる年齢など婚姻のための要件は州によって異なります。したがってアメリカ人との国際結婚などをする場合には該当する州（相手方の法定住所（Domicile）のある州）等の法域の法律を確認する必要があります。

#### ●「法の適用に関する通則法」について

日本には、労働契約、婚姻、養子縁組などの法的な手続き等に関して日本以外の国が関係する場合に、どの国の法律を適用するか（準拠法）をあらかじめ取り決めた法律「法の適用に関する通則法」があります。日本に居住する外国籍の人が日本で働くとき、日本人が外国籍の人と結婚するときなどには、この法律によりどの国の法が適用されるかが決められています。

例）国籍が違う人同士が結婚することを一般的に国際結婚といいます。日本人同士であれば当事者二人が役所に婚姻届を提出すれば法的な効力を持つ結婚と認められますが、国際結婚の場合「法の適用に関する通則法」によりそれぞれの国の法律や制度での手続きをしないと両方の国で認められた結婚とはなりません（詳しくは16頁を参照してください）。

#### 大使館、領事館（総領事館）の役割

大使館、領事館（総領事館）は外交や自国民の保護を目的とする施設です。外国における自国の役所のような役割を持ち、各種証明書類（パスポート・ビザ・国籍など）の取り扱いや自国民を保護する活動を行っています。このほか、自国へ渡航したい外国人のためのビザ（査証）発行、現地にある自国企業の行政手続き、通商問題の援助なども行っています。

##### 【日米の大使館・領事館（総領事館）所在地】

在アメリカ合衆国日本国大使館：首都ワシントン.D.C

在アメリカ合衆国日本国総領事館：アトランタ、シアトル、サンフランシスコ、シカゴ、デトロイト、デンバー、ナッシュビル、ニューヨーク、ハガツニャ、ヒューストン、ボストン、ホノルル、マイアミ、ロサンゼルス

在日アメリカ大使館：東京都

在日アメリカ領事館（総領事館）：札幌、名古屋、大阪、福岡、沖縄

\* 本ハンドブックでは本頁以降「領事館（総領事館）」を「領事館」と表記します。

\* 在日アメリカ大使館・領事館のホームページでは各種情報提供を行っています。

<https://jp.usembassy.gov/ja/>

## 2. 日本とアメリカの制度のちがい

日本とアメリカでは、さまざまなちがいがあります。

	日本	アメリカ
国籍取得	<p>父母両系血統主義</p> <p>世界のどこで生まれても日本人（父親か母親どちらか、または両方）から生まれた子は親の国籍を受け継いで日本国籍になる。</p> <p>*外国で生まれた子どもが重国籍（日本の国籍と外国の国籍を有すること）となる場合は出生から3ヶ月以内に国籍留保の届け出をしないと出生の時にさかのぼって日本国籍を失う（詳しくは22頁を参照）。</p>	<p>生地主義</p> <p>親の国籍にかかわらずアメリカ国内で生まれた子はアメリカ国籍になる。</p>
重国籍	<p>認めていない</p> <p><small>（20歳前に重国籍となった場合は22歳に達する前に選択）</small></p>	認めている
身分の証明	戸籍制度	社会保障番号 （Social Security Number : SSN）
氏	夫婦同姓	夫婦別姓か同姓を選択できる
同性婚	認めていない	全州で認めている
配偶者の国籍	基本的に変更されない	基本的に変更されない
離婚方法	協議離婚・調停離婚・審判離婚・裁判離婚（裁判手続きでの和解等を含む）	裁判離婚
親権・監護権	単独親権（親権は大きく身上監護権、財産管理権に分かれ、身上監護権は理論上では親権とは分離可能）	原則として共同親権（親権ないし監護権の内容は概ね法的監護と身上監護に分かれる）
学校年度	4月～3月	9月上旬～6月下旬など（州等の法域ごとに異なる）
義務教育	満6歳～15歳	6歳～16歳（原則無償）など（州等の法域ごとに異なる）
交通ルールの基本	右ハンドル車 左側通行	左ハンドル車 右側通行 （米軍基地内は左側通行）

制度の他に「生活様式」「文化」「社会的ルール」などにもちがいがあります。

例) 日本では、子どもだけで留守番をさせることがありますが、アメリカでは「子どもを保護者の監督なしに放置してはいけない」という社会的ルールがあり、子どもだけでの留守番も禁止事項に含まれます。

※留守番可能な年齢を法で定めている州もあります（メリーランド州：8歳、イリノイ州：14歳など）。

### 3. 社会保障番号 (Social Security Number : SSN)

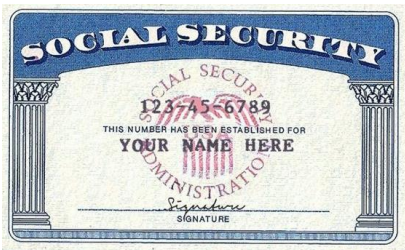
日本には戸籍、住民票（住民基本台帳制度）があり、出生から結婚、離婚、死亡までの全ての身分の変更が届けられ戸籍に記載されます。戸籍が身分事項全ての証明書となり、あらゆる行政サービスの基本となります。

一方、アメリカでは、一人ひとりに社会保障番号（Social Security Number : SSN）があり、身分事項証明時に必要となりますが、出生証明書、婚姻証明書、離婚判決書などは個人で保管するか、必要に応じて認証済み謄本（Certified Copy）をそれぞれの所轄官庁から取り寄せる必要があります。

#### ● 社会保障 (Social Security) と社会保障番号 (Social Security Number : SSN)

社会保障 (Social Security) は、就労者の税金を財源として老齢年金、遺族年金、障害年金などの給付を行う連邦政府が運営する包括的保険プログラムです。

社会保障番号 (Social Security Number : SSN) は9桁の数字から成り立つ、日本でいうマイナンバーのようなもので、社会保障や納税のために一人ひとりに発行される番号です。戸籍制度のないアメリカでは個人を特定する唯一の方法として、さまざまな機関がこの番号を個人のIDとして使用しています。



ソーシャルセキュリティカードのイメージ  
(アメリカ市民、永住権保持者に発行される一般的なタイプ)

\* 社会保障番号 (Social Security Number : SSN) はアメリカ市民の他に就労許可を持つ移民（駐在員、就労許可を得ている留学生を含む）、駐在員の配偶者などが取得可能で、アメリカで働く場合は必ず取得が必要です。SSNは銀行口座開設、家の契約、車の購入、運転免許証申請、クレジットカード作成など生活のあらゆる場面で必要となるので、アメリカに長期滞在する場合はアメリカ到着後すぐに最寄りのソーシャルセキュリティオフィスで申請をすると良いでしょう。

Point!

#### 「永住権」と「アメリカ市民権」

「永住権」（「グリーンカード」とも呼ばれています。）は、アメリカ移民法により決められている移民ビザの一種で、更新することにより原則的に無制限でアメリカに滞在でき、国家の安全に関わるような一部の職種を除いては自由な就労も可能です。再入国許可証を申請せずに長期間アメリカを離れると取り消される場合があります。

「アメリカ市民権」を得ることは合衆国憲法の市民権条項に沿って帰化を申請することです。市民権が認められた場合には、日本国籍を脱し、アメリカ国民の一員となりアメリカ国籍となります。

「永住権」取得後一定の期間が経過していないと申請できず、また面接試験等もあります。「アメリカ市民権」を取得した場合は、地方、国政への参加等が可能となるなどの権利を得る一方で、アメリカに忠誠を誓う等の果たすべき義務も生じます。

1

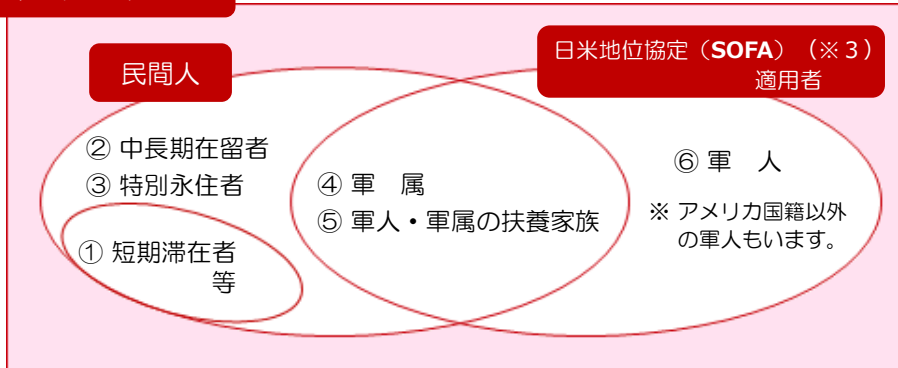
まず知っておきたいこと

## 4. 日本に住む外国人の法的な身分

国際化社会の中、日本に居住する外国人は293万人を超え、沖縄県にも21,000人を超える外国人（令和元年末現在）が居住しています。加えて、沖縄県にはアメリカ軍基地があることから、この他にも25,000人以上の軍人、基地内で働く軍属、そして軍人・軍属の家族（平成23年6月末現在）が滞在しています。

日本に住む外国人

A図



B表

	分類	該当例	住民基本台帳制度	軍人・民間人の別	在留の根拠法等	
①		<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月以下の在留期間が決定された人</li> <li>・「短期滞在」の在留資格が決定された人</li> <li>・「外交」・「公用」の在留資格が決定された人</li> <li>・在留資格が「特定活動」で、台湾日本関係協会の本邦の事務所（台北駐日経済文化代表処等）若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員またはその家族</li> <li>・在留資格がない人</li> </ul>	適用対象外	民間人	入管法（※1）	
②	中長期在留者	留学生、技能実習生、永住者、日本人の配偶者等	適用対象		民間人	入管特例法（※2）
③	特別永住者					
④	軍属	軍に雇用されているアメリカ人	適用対象外（※4）	民間人	日米地位協定（SOFA）（※3）	
⑤	軍人・軍属の扶養家族					
⑥	軍人	アメリカ陸軍、海軍、空軍、海兵隊、宇宙軍		軍人		

（※1）入管法 …… 出入国管理及び難民認定法の略

（※2）入管特例法…日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の略

（※3）「SOFA (ソファ)」は「Status of Forces Agreement（日米地位協定）」の略です。（詳細は9頁）

（※4）日本国籍保持者（アメリカ軍人と結婚した日本人妻など）は住民基本台帳への登録が可能な場合があります。

## ●入管法（出入国管理及び難民認定法）適用者（B表①②）

### ◆入国に必要なもの…「ビザ（査証）」「パスポート」

日本と査証免除協定を結んでいる国の人であれば、観光や親族・知人訪問、配偶者、商用、会合などのために短期間日本に滞在する場合のビザ（査証）は必要ありません（対象国は2020年9月末現在で68ヶ国）。

### ◆在留に必要なもの…「在留資格」

中長期間（90日以上）在留する場合は、日本政府から「在留カード（Residence Card）」などの交付を受けます。また、居住地を管轄する役所で住民基本台帳（住民票）への登録が必要です。

#### Point!

「入管法（出入国管理及び難民認定法）」では外国人を「日本の国籍を有しない者」と規定しています。外国籍から帰化して日本国籍となった人は国籍から見ると「日本人」となります。

## ●日米地位協定（SOFA : Status of Forces Agreement）適用者（B表④⑤⑥）

アメリカ軍関係者は日米地位協定（SOFA）上の身分を持ち、日本政府の管理を受けません。

### ◆軍人：現役（Active Duty）

### ◆軍属：教育や行政分野のアメリカ国家公務員（GS : General Schedule）

軍に雇用されているアメリカ民間人、

軍と契約している民間会社に雇用されているアメリカ民間人（Contractor）

※ 軍属はアメリカ本国採用か現地採用かで給与等の待遇が異なります。

※ GSとContractorを合わせて「Civilian（シビリアン）」と呼ぶこともあります。

### ◆軍人・軍属の扶養家族（Dependent）

#### 日米地位協定（SOFA : Status of Forces Agreement）について

●1960年に日米安全保障条約（Security Treaty Between the United States and Japan）が結ばれたときに国会で承認された28条からなる協定で、正式には「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」といいます。

●日米地位協定（SOFA）では、アメリカ軍に対する施設・区域の提供手続、我が国に駐留するアメリカ軍やこれに属する軍人・軍属、更にはそれらの家族に関し、出入国や租税、犯罪が起きた際の対応など幅広い内容を定めています。

## ●退役した軍人・軍属（Retired）の法的身分等について

軍人・軍属が軍の所属を離れた場合は日米地位協定（SOFA）適用者ではなくなり、日本に住むためには、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署での在留資格取得許可申請、住民基本台帳への登録が必要です。

20年以上軍人や軍属を勤め上げた軍人・軍属（Retired）は年金受給資格者となり、IDカードの取得及び基地内施設利用ができます。それ以前に軍を辞めた場合は、「除隊（Discharged）」で「退役（Retired）」とは異なります。

### Point!

#### 日米地位協定適用者（以下、「SOFA適用者」という）と結婚した日本人の軍雇用について

軍人・軍属（SOFA適用者）と結婚すると、SOFA適用者の家族となるため「MLC（Master Labor Contract）基本労務契約」には応募できません。「IHA（Indirect Hire Agreement）諸機関労務契約」には応募可能ですが、SOFA適用者の家族ということから雇用は難しいようです。

MLCの例…会計事務職・重車両運転手・エンジニアリング専門職・警備員  
消防士など

IHAの例…販売員・コック・ウェ이터・ウェイトレス・カウンターアテ  
ンダントなど

ただし、基地内で雇用されている人が軍人・軍属と結婚することで職を失うことはありません。詳細は「独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）」（※）沖縄支部管理課まで（TEL:098-921-5532）

#### ※ 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構（エルモ）

日米安全保障条約に基づき我が国に所在する在日米軍施設で働く駐留軍等労働者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び厚生に関する業務を行うことにより駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的としている行政執行法人



## 5. 沖縄県に駐留するアメリカ軍と軍人

### ●沖縄県に駐留する軍人等について

沖縄県には、アメリカ陸軍、空軍、海軍、海兵隊の軍人・軍属とその家族が駐留しています。また、2020年9月より、宇宙軍部隊も創設されました。

具体的な人数は公表されていませんが、平成23年6月末の調べでは、駐留する軍人総数約25,800人のうち約6割が実働部隊とされる海兵隊員です。駐留期間は数年間とされていますが、有事の際などにはこの期間に関わらず異動命令が出ることもあります。

### ●アメリカ軍の施設について

沖縄県には30を超えるアメリカ軍専用施設（兵舎、飛行場、港湾、演習場、倉庫、通信など）があります。

沖縄県内にある軍別の主な施設

空 軍…嘉手納飛行場（Kadena Air Base/嘉手納町、沖縄市ほか）

海 軍…キャンプシールドズ（Camp Shields/沖縄市）

陸 軍…トリイ通信施設（Torii Communication Station/読谷村）

海兵隊…普天間飛行場（Marine Corps Futenma Air Station/宜野湾市）

キャンプ・バトラー（en:Marine Corps Base Camp Smedley D. Butler）

\*キャンプ・バトラーは在沖アメリカ海兵隊基地および海兵隊施設を統括する組織の名称で所属基地は以下の通りです。

キャンプフォスター/瑞慶覧（Camp Foster/北谷町、北中城村、宜野湾市ほか）

キャンプ・シュワブ（Camp Schwab/名護市、宜野座村）

キャンプ・ハンセン（Camp Hansen/金武町ほか）

キャンプ・コートニー（Camp Courtney/うるま市）など

### ●軍の階級について

アメリカ軍には階級があり、これにより上下関係、指揮系統などが決められます。大きくは「士官（Officer）」「准士官（Warrant Officer）」「下士官・兵（Non-commissioned officer）」の3つに分かれますが、軍によって更に細かく階級が分類されています。これをもとに給与等級が決定され、さらに勤続年数を加味することで基本給が決められています。

例）海兵隊の場合

	階級（NATO（※）階級符号）	給与等級（pay grade）
士官	OF-1 ~ OF-9	O-1 ~ O-10
准士官	WO-1 ~ WO-5	W-1 ~ W-5
下士官・兵	OR-1 ~ OR-9	E-1 ~ E-9

（※） NATO（North Atlantic Treaty Organization）＝北大西洋条約機構

## ●ミリタリー I D (Military I D) について

米軍基地内に入る時や基地内の施設（お店、病院、銀行等）を利用するには I D が必要です。I D は大きくミリタリー I D と従業員 I D とに分かれますが、法律相談等のサービスを受けることができるのは、ミリタリー I D ホルダー（I D 保持者）のみです。

ミリタリー I D の分類例

- Active Duty ID = 現在アメリカ軍に勤務している人の I D
- Retired ID = アメリカ軍をリタイヤした人の I D
- Guard/Reserve ID = 州兵及び予備兵の I D
- Dependent ID = 上記の配偶者（Spouse : SP）子ども（Child : CH）等の I D

### Point!

- 軍人・軍属と結婚した場合、基地内で必要な手続きを経て「Dependent ID」の取得が可能です。パスポートと併せて I D カード上の名前の表記をどのようにするか予め考えておきましょう（名前の表記については21頁を参照してください）。
- ミリタリー I D 保持者は、基地内の設備利用の他に、子育て・虐待・DVなどに関する家族支援プログラム（Family Advocacy Program : ファミリーアドボカシー プログラム）を利用することができます。また、所属軍に関わらず日本人通訳士がいる空軍の法務部（Legal office）への相談もできます（連絡先等については35、57頁を参照してください）。

## ●アメリカ軍人・軍属の私有車両ナンバー等について

アメリカ軍が所有する車両は公用車両として日本の法による車両登録手続きは必要ありませんが、軍人・軍属の私有車両は日本の法令で定められた登録及び車両検査が必要です。こうした車両はナンバープレートのひらがなの位置に「Y」「T」「A」といった英文字が入るため、「Yナンバー」と呼ばれることもあります。

ナンバーの例：「Y」を使用する車両 … 日本国内で調達された私有車両  
「T」を使用する車両 … 本国から持ち込んだ私有車両  
「A」を使用する車両 … オートバイ・軽自動車

アメリカ軍人は、軍から発行される車両操縦許可証等があれば、国際運転免許証を取得することなく私有車両で日本の公道を走行することが可能です。また、日本人配偶者が「Yナンバー」を運転する場合、日本の公道は日本の運転免許証で走行できますが、基地内を走行する場合は軍から許可証を発行してもらう必要があります。



## 6. 日本とアメリカの年金制度

### ●日本の年金制度－国民年金（Pension）

日本の公的年金には、国民年金と厚生年金があり、その人の働き方により加入する年金制度が決まっています。

国民年金は、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満のすべての人が加入して年金を支払う義務があります。日本に住んでいる外国籍の人も支払う義務があり、また、将来年金を受け取る権利もあります。老齢基礎年金の場合、将来年金を受け取るための加入期間（受給資格期間）は10年です。

結婚して外国に住んでいる20歳から65歳の日本国籍の人は、日本国内における最後の居住地を管轄する年金事務所、あるいは市区町村窓口で手続きをすれば国民年金に任意加入することができます。

詳しくは日本年金機構のホームページで確認してください。

#### 社会保障協定について

一定期間を日本で過ごした外国籍の人が母国に戻る場合などに「年金の二重加入」と「年金受給資格の問題」を解消するために、日本は各国と「社会保障協定」を結んでいます。

これにより、一定の要件を満たせば「脱退一時金」の請求、また、加入すべき制度及び支払った通算期間を二国間で調整できる場合があります。これは、日本から外国に赴任する日本人にとっても必要な協定です。



## ●アメリカの年金制度（Social Security Benefit）

アメリカの公的年金（ソーシャルセキュリティ）は連邦政府の独立機関である社会保障局によって運営されていて、就労者の社会保障税を財源として老齢年金、遺族年金、障害年金（OASDI : Old-Age, Survivors, and Disability Insurance）等の給付を行います。

年金は、受給資格のある勤労者本人だけではなく、勤労者本人と10年以上婚姻関係にあった配偶者も受け取る資格があります（Spousal Benefits）。また、離婚した配偶者も、10年以上の婚姻関係があり再婚していなければ、年金を受ける資格が維持されます。

アメリカ人の夫の年金がどうなっているのか、妻も受給できるのか、そのために必要な手続きなどを、アメリカ人の夫がきちんと調べることが大切です。

### アメリカ軍人と結婚した場合

アメリカ軍内には、配偶者に対する扶養としてではなく、財産分与として軍の退役年金制度があります。結婚年数などにより事情が異なりますので、軍内の機関で確認しましょう。詳細はアメリカ軍、またはアメリカ領事館等に問い合わせてください。

例) 結婚20年の夫婦で夫が20年間海兵隊として勤務していた場合

- 配偶者は50%の割合で年金を受けることができます。
- 年金受給要件…支給開始年齢66歳（62歳以上は早期受給可）

